

健康と暮らしを守る国民健康保険 納税通知書を7月中旬に郵送

国民健康保険税（国保税）の納税通知書と長寿医療保険料納入通知書を7月中旬に郵送します。国保税は医療費などの支払いに充てる大切な財源。加入者の皆さんが負担能力に応じて納付する仕組みです。期限を守って納付しましょう。



健康のため日ごろから運動を

問い合わせは
国保税については 国民健康保険課 ☎898-6250
長寿医療保険については 同課 ☎898-5955

国民健康保険税

納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主。世帯主が国保に加入していても家族の誰かが加入している場合は、世帯主あてに納税通知書を郵送します。

主な変更点

- ① 介護分の課税限度額を9万円から10万円に引き上げます。
- ② 富士見地区については、合併による課税額の急激な変化を抑えるため、異なる税率で課税（3ページの表のとおり）

本年度の課税内容

国保税の年税額は医療給付費分（所得割・被保険者均等割・世帯別平等割）と後期高齢者支援金分（所得割・被保険者均等割）と介護納付金分（所得割・被保険者均等割）の合計です。この額を年8回（7月～来年2月）の納期に振り分けて納付します。本年度の税率は3ページの表のとおり。医療給付費分と後期高齢者支援金分は全員、介護納付金分は40歳から64歳までの人が対象です。国保税は年度ごとに計算し決定しますが、年度の途中で加入した場合は資格が発生した月の分からの国保税を、また脱退した場合は資格のなくなった月の前月分までの国保税を月割りで計算した額を納めます。なお、加入者が年度の途中で75歳になる場合は、誕生

日のある月の前月分まで課税され、月割分を減額して国保税を計算します。

〔**所得割**〕 加入者全員の昨年の所得を基礎に課税を計算。加入者ごとに昨年の総所得金額から33万円を控除した金額を合算し税率を掛けます。

〔**被保険者均等割**〕 加入者の人数に応じて計算します。

〔**世帯別平等割**〕 加入世帯に一律で計算します。

国保税の軽減制度

昨年の所得が一定金額以下の場合、国保税の軽減が受けられます。内容は次のとおり。確定申告や住民税が未申告の場合は軽減の対象となりません。

- ① 前年中の所得が33万円を超えない世帯は、被保険者均等割額と世帯別平等割額を7割軽減。
- ② 前年中の所得が、24万5,000円×（被保険者数-1）+33万円以下の世帯は、被保険者均等割額と世帯別平等割額を5割軽減。
- ③ 前年中の所得が、35万円×被保険者数+33万円以下の世帯は、被保険者均等割と世帯別平等割額を2割軽減。
- ④ 長寿医療制度へ国保加入者が移行しても、同じ世帯に属する国保被保険者には、次の経過措置を5年間実施。ただし、その期間中に世帯構成が変わると適用外となる場合があります。

● 長寿医療制度に移行した人の人数・

所得を含めて軽減の判定。

● 長寿医療制度へ移行したことによって単身世帯となった人は、世帯別平等割を半額。

⑤ 社会保険の被保険者が長寿医療制度へ移行し、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合、国保税の一部が2年

間減免される場合があります。該当者は申請が必要です。

納税は銀行やコンビニ

国保税の納税は、銀行などの窓口やコンビニエンスストアで、それぞれの納期に該当する納付書で納付してください。なお、コンビニエンスストアで

はバーコードのない納付書や各期の金額が30万円を超えるもの、現金以外での納付はできません。

滞納が続くと

滞納が続くと、保険証を返還してもらい、その代わりに資格証明書を交付します。その場合、医療機関の窓口で、いったん医療費を全額支払うことになります。

国保税の減免

災害やリストラなど、特別の事情で所得が著しく減少し、国保税が納められないときは、申請によって国保税が減免される場合があります。

長寿医療保険

長寿医療の被保険者

75歳以上の人と、一定の障害があり認定を受けた65歳以上75歳未満の人。

保険料の計算方法

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額（3万9,600円）と、所得に応じて決まる所得割額（総所得から33万円を控除した額×7.36%）の合計で計算。賦課限度額は50万円です。なお、一定基準を下回る低所得世帯の人は、均等割額が軽減されます。

保険料の納め方

① 普通徴収（納付書払）
「長寿医療保険料額決定通知書兼納入通知書」を7月中旬に郵送。納付書や



本年度の納税通知書

口座振替によって個別に納めます。また、7月から9月までは普通徴収、10月から特別徴収となる人もいます。

② 特別徴収（年金からの徴収）
「長寿医療保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」（本算定分）を7月下旬に郵送します。

被用者保険の被扶養者だった人

協会けんぽや健保組合などに加入し保険料を払っていなかった人は、本年度に限り均等割額の1割のみの保険料となります。

保険料の減免

災害など特別の事情で保険料が納められないときは、申請によって保険料が減免される場合があります。

医療給付費分				
区分	富士見地区以外の市域		富士見地区	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
所得割	6.10%		4.60%	5.70%
資産割	-		36.00%	-
被保険者均等割	1万9,200円		1万9,400円	2万2,800円
世帯別平等割	2万1,600円		1万7,500円	2万4,600円
課税限度額	47万円			

後期高齢者支援金分				
区分	富士見地区以外の市域		富士見地区	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
所得割	2.00%		1.20%	1.70%
資産割	-		-	-
被保険者均等割	7,200円		5,200円	7,800円
世帯別平等割	-		4,500円	-
課税限度額	12万円			

介護納付金分				
区分	富士見地区以外の市域		富士見地区	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
所得割	1.86%		1.32%	1.60%
資産割	-		-	-
被保険者均等割	1万2,960円		9,800円	1万2,000円
世帯別平等割	-		4,500円	-
課税限度額	9万円	10万円	9万円	10万円